

○七尾市公共工事の前金払取扱要綱

平成23年4月22日

告示第98号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定に基づき、公共工事の前金払をする場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「公共工事」とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事をいう。

2 この要綱において「中間前金払」とは、地方自治法施行令附則第7条の規定により、既にした前金払に追加してする前金払をいう。

(前金払の対象等)

第3条 前金払の対象となる公共工事は、1件の請負金額が200万円以上のものとする。

2 前金払の割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

- (1) 土木建築に関する工事（次号に該当するものを除く） 請負金額の4割以内
- (2) 土木建築に関する工事の設計及び調査並びに測量 請負金額の3割以内

3 前項の規定により算出した前金払の額に10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(中間前金払の対象等)

第4条 中間前金払の対象となる公共工事は、前条の規定により前金払をした公共工事で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 部分払の支払を受けていないこと。

2 中間前金払の割合は請負金額の2割以内とし、かつ中間前金払を支出したあとの前払金の合計額が請負金額の6割を超えてはならないものとする。

3 前項の規定により算出した中間前金払の額に10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(前金払の額の減額等)

第5条 市長は、前3条の規定にかかわらず、その工事の性質上その他特に必要があると認めるときは、前金払をしないこと又は前金払の額を減額することができる。

(前金払の請求)

第6条 この要綱の規定に基づき前金払を受けようとする者は、請求書に公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社が発行する保証証書（以下「保証証書」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前金払を受けようとする者は、前項の規定による保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、前金払を受けようとする者が当該措置を講じたときは、保証証書を提出したものとみなす。

(中間前金払の申請)

第7条 この要綱の規定に基づき中間前金払を受けようとする者は、あらかじめ、中間前金払に係る市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者は、中間前金払認定申請書に、市長が、必要があると認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、中間前金払をすることについて適当と認めるものについて当該中間前金払の額を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(保証証書の提出)

第8条 前条第3項の規定による認定の通知を受けた者は、請求書に保証証書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 中間前金払を受けようとする者は、前項の規定による保証証書の提出に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、中間前金払を受けようとする者が当該措置を講じたときは、保証証書を提出したものとみなす。

(複数年度にわたる契約における前金払及び中間前金払の特例)

第9条 債務負担行為又は繰越によって複数年度にわたる契約の前金払及び中間前金払については、当該契約に基づく各年度の支払限度額に応ずる出来高予定額に対してすることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成30年2月21日告示第18号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日告示第68号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。